

平成 30 年 6 月 11 日現在

機関番号：11601

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12967

研究課題名(和文) 丸山眞男の憲法思想と法学的世界観 東京女子大学所蔵の未公開資料を活用して

研究課題名(英文) Maruyama Masao's constitutional theory and legal thought behind it: A study of the documents at Tokyo Woman's Christian University

研究代表者

阪本 尚文(SAKAMOTO, Naofumi)

福島大学・行政政策学類・准教授

研究者番号：60707800

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：天皇主権を基本原理とする明治憲法を国民主権を定める日本国憲法に改正することは、憲法の根本的支柱を取り除く一種の自殺行為であり法的に許されないのではないか？この現行憲法の正当性をめぐる難問を説明する通説が、憲法学者、宮澤俊義が提唱したとされている「八月革命説」(日本がポツダム宣言を1945年8月に受け入れた時点で主権は天皇から国民に移動し、法学的意味の「革命」が生じた)である。本研究では、政治思想史家、丸山眞男が八月革命説のアイデアを宮澤に敗戦直後に提供したと丸山本人が回想する新資料を東京女子大学丸山眞男文庫において発見し、現行憲法の正統性を担保する通説的学説の誕生過程を実証的に解明した。

研究成果の概要(英文)：The Constitution of Japan of 1946 was enacted as an amendment to the Constitution of the Empire of Japan of 1889. However, their basic ideas are fundamentally different from each other. While the old constitution was established based on the imperial sovereignty, the new constitution was established based on the popular sovereignty. "The theory of August Revolution", proposed by Toshiyoshi Miyazawa, explains this difficult question regarding the legitimacy of the constitution of 1946. He asserted that sovereignty had moved from the emperor to the people when Potsdam Declaration had been accepted in August 1945, and it implied that the revolution of the legal meaning had occurred. In this study, we examined the documents written by Masao Maruyama located at Tokyo Women's Christian University and found the new evidence, and discovered that Maruyama had suggested the idea of "The theory of August Revolution" to Miyazawa just after the defeat of World War II.

研究分野：憲法史

キーワード：丸山眞男 八月革命 正統と異端

1. 研究開始当初の背景

(1)天皇主権を基本原理とする明治憲法を国民主権を定める日本国憲法に改正することは、憲法の根本的支柱を取り除く一種の自殺行為であり、法的に許されないのではないか？この現行憲法の正当性をめぐる難問を説明する通説が、戦後憲法学の泰斗、宮澤俊義(1899-1976年)が提唱した(とされている)八月革命説である。宮澤は、ポツダム宣言は明治憲法の基本原理と相容れない国民主権の要求を含んでいたものであり、日本がこれを1945年8月に受け入れた時点で主権は天皇から国民に移動し、法学的意味の「革命」が成立した、とみなした。1980年代以降、八月革命説は多方面から激しい批判に晒されてきたが、それによりかえって、同説を素材に、法の解釈と呼ばれている作業はいかなる性質のものか、あるいは法律学における理論とは何かといった、「憲法学の領域を超える問題」(菅野喜八郎『続・国権の限界問題』(木鐸社、1988年))までもが活発に論議されてきた。

(2)もっとも、憲法学者、鶴飼信成が八月革命説の発想を宮澤に示唆したのは20世紀日本を代表する政治思想史家、丸山眞男(1914-96年)である、というエピソードを人づてに聞いたと記して以来(『司法審査と人権の法理』(有斐閣、1984年)参照)、八月革命説の実質的な発案者=丸山の図式が定着したが、公刊された文献の中で丸山がこの点に直接触れているものはなく、丸山自身の同説の理解は、空白のままであった。

2. 研究の目的

本研究では、丸山自身の八月革命説理解を含む憲法思想を、2000年代に公刊された新たな一次文献や丸山が遺した図書・草稿を所蔵する東京女子大学丸山眞男文庫(2012年に全面開館し、約2万冊の蔵書と約3万頁の草稿類を収める)を活用し、彼の「法学的世界観」にまで遡って解明することを目的とした。

3. 研究の方法

主に次の4点を試みた。

(1)丸山文庫でのカール・シュミット、宮澤、黒田覺らの著作への書込みおよび東大法学部生時代の講義の受講ノートの調査。

(2)松澤弘陽/植出通有編『丸山眞男集』(岩波書店、1995-97年)などにおける現行憲法に関する言及の整理・分類。

(3)『近代日本思想史講座』第2巻(筑摩書房)刊行のために組織された丸山文庫所蔵の未公開資料群「正統と異端」研究会資料の調査。

(4)丸山の憲法思想を20世紀日本の知的文脈に位置づけるための、戦後の人文・社会諸科学の交流史の知識社会学的分析。

4. 研究成果

(1)すでに触れたように、八月革命説の実質的な発案者=丸山という図式は、1946年2月14日に設置された東京帝国大学憲法研究委員会において、鶴飼が人づてに耳にしたという今日よく知られたエピソードに由来し、八月革命説のアイディアを丸山が宮澤に示唆した根拠はあくまでも「伝聞」の域を出ない、とされてきた。

(2)それどころか、丸山の憲法論をもっとも包括的に検討した先行研究である「丸山眞男の憲法論——宮澤俊義との関係」(『思想』987号2006年8月)において、高見勝利は、宮澤が1946年5月発行の『世界文化』に掲載した「八月革命と国民主権主義」と、丸山が1946年5月発行の『世界』に公表した「超国家主義の論理と心理」とを対置して、八月革命説の実質的な発案者=丸山という図式そのものに疑念を呈している。

(3)第一に、高見は、ポツダム宣言第10項の“democratic”の文言の理解が宮澤と丸山では対照的であったと主張する。つまり、宮澤がそれを「主として議会への国民参加という制度の形で存在しえた『民主政』」と把握したのにたいして、丸山は、そうした制度が「絶えず理念によって問い直され、不断の運動によって『民主化』されていく過程」(いわゆる「永久革命としての民主主義」)として解した、というのである。第二に、高見は、ポツダム宣言の受諾を宮澤は「憲法の基本原理の転換」と解したのにたいして、丸山は「八・一五がもたらした『国体』の変革の意義」を国民各人に「真の精神の変革」が求められる「精神革命」として捉えた、とする。

(4)しかし、敗戦直後の丸山の「デモクラシー」理解についていえば、「永久革命としての民主主義」を丸山が明確に定式化するのには、1960年前後のことである。一方、おそらくはシュミットとの対決などを通じて、丸山は、敗戦直後にすでに議会制民主主義を基調としつつ直接民主制的手法を導入することによって人民が直接官僚をコントロールしていく、という「自由主義」と調和的な「デモクラシー」の制度を構想していたことが、手沢本の調査や近年公刊された文献の読解などによって判明した。それを「主として議会への国民参加という制度の形で存在しえた『民主政』」の対極に位置する「永久革命としての民主主義」と解するのは適切ではない。

(5)次に丸山の「革命」理解についていえば、丸山は、「革命」概念の多義性を踏まえて、それを「政治革命」、「社会革命」(「社会的・経済的革命」)、「精神革命」の三つの位相に区別し分析する必要性を繰り返し説いていた。この類型論を用いれば、「政治革命」のレヴェルで1945年8月に「主権主体の根本

的転換、もしくは、既存の憲法秩序とは原理的に異なる憲法体系の成立」が起きたと認識すること、それを前提として「精神革命」のレベルで政治教育を通じて「自由な主体」の形成を目指すべきであるという、国民一人ひとりを名宛人にした道徳的なマニフェストを掲げることが背反の関係にあるとは、そもそも言えない。そして、手沢本の調査や近年公開された文献の読解などからは、丸山が「八・一五」を起点として生じた「革命」を、「政治革命」の次元において、

権力的側面ではマッカーサーへの権力の移動、正統性的側面では民主主義的正統性への日本政治の建前の変動、と捉えていたと推定するのが適当であることがわかる。したがって、戦後初期の丸山には、「精神革命」という視座と、高見がそれと二項対立的に対置した「憲法の基本原理の転換」の概念として「革命」を把握する視点とが併存していたと考える。そうだとすれば、宮澤と丸山という戦時中から親しい交流を重ねたふたりの「革命」理解、すなわち、「主権主体の根本的転換」と「革命」を把握する前者と、「支配の正統性根拠」の転換としてそれを説明することもある後者との間には、敗戦直後においてさえ、従来指摘されてきたほどの径庭はないように思われる。

(6)実際、丸山を中心に約40年間継続した「正統と異端」研究会の関連資料を調査するなかで、「宮澤さんの内幕になってあれだけれど、復員していつごろだったかなあ[...]」自慢話になるといやだから言わなかったけれども、『丸山君、どう思う』って先生の部屋で話しましたよ。僕[丸山]はポツ[ママ]ダム宣言を受諾したことが[ママ]日本国民が自由に政治形態について意思を表明できる。天皇の位置はそれに基づくんだということを日本政府は承諾した。これはどう見たって帝国憲法からは出てこない。翌日[...]僕の部屋に来た。助教授になっても助手の部屋にいたんだ、部屋がないから。すでに助教授だったけれども。君の説明を借りたよ、なんて言ったのを覚えている」という丸山の証言が見出された(「正統性と合法性」[談話速記1985年7月3日])(「丸山文庫」[資料番号568])85葉)。

(7)高見が説得的に論証したように、八月革命説の4つの論点(憲法改正限界論を前提とする、法的断絶ないし主権主体の変更という事態を「法的意味における革命」と捉える、国際法優位説に基礎とする、ポツダム宣言の受諾が国体の変革をもたらしたとする考え方を採る)のうち、- について宮澤はすでに戦前に自らの学問体系に取りこんでいた。それゆえ「ポ宣言[ママ]を近代立憲主義の流れのなかで読み取り、その受諾が国体の根本的変革をもたらすものであることを思い至ること、ただそれだけが、八月革命

説を完成させるうえで、宮澤の果たすべき課題であった」(高見『宮澤俊義の憲法学的研究』岩波書店、2000年)とはいえ、- はこの八月革命説の中核的内容を導くための理論的前提であり、その- について宮澤が丸山の「説明を借りた」のだとすれば——「惑星運動の法則」にヨハネス・ケプラーの名が冠され、ティコ・ブラーエがその発見者とは通常みなされていないのと同様に——、八月革命説の実質的発案者が丸山だという評価もあながち不当なものではあるまい。

(8)そして、上記の引用と他のいくつかの同時代人の証言を組み合わせれば、1946年2月末あるいは3月の初旬、帝国憲法の逐条審議を行っていた東大憲法研究会の席上で「マッカーサー草案」の内容が紹介された、それまで「人民主権とは予想もしなかった」丸山は「ショック」を受け、「日本政治の根本建前」の転換点=戦中と戦後の間の分断線として1945年の8月を遡及的に再発見した、八月革命説のアイディアを得た丸山と宮澤が、宮澤の研究室および助手の研究室において前述の会話を交わした、1946年5月に、丸山は「超国家主義の論理と心理」を、宮澤は「八月革命と国民主権主義」をそれぞれ公表した、と推定することも突飛な想像とは言えないだろう。上記の証言の発見は、新資料に即して現行憲法の正統性を担保する有力学説の誕生過程の一端を実証的に解明したもので、一定の成果と言いうると思われる。

(9)だが、「正統と異端」資料群は、量そのものが膨大であるだけでなく、研究会の録音データ、テープ起こしをしたうえで編集者が整理した原稿、さらにそれに丸山が朱入れした原稿が、異なる表題で別々の箇所に保管されているせいもあり、その全体像の把握は困難を極めた。しかも、2015年6月から丸山眞男文庫草稿類デジタルアーカイブが公開され、膨大なマニユスクリプトに容易にアクセス可能になったが、彼の手書き原稿には解読が容易でない表記も多く分析にも相当の労力を要し、丸山の「法学的世界観」と関連付けつつ、1980年代の「正統と異端」研究会資料の本格的読解を通じて、晩年の丸山の日本国憲法制定過程に対する評価を解明する作業は、課題として残されたままである。

(10)さらに、より高い視点に立てば、当初は意図していなかったことだが、本研究は、戦後憲法学と人文・社会諸科学が互いに交錯したか、その一端の解明に向かうものでもあった。研究期間中には、戦後憲法学と歴史学との交流史(歴史叙述方法論を含む)についても若干の研究を行ったが、戦後の人文・社会諸科学の交錯を知識社会的に分析し、丸山の憲法思想を戦後日本の知的文脈に本格的に位置づける作業もまた、今後取り組まなければならない課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)

阪本尚文「戦後憲法学と経済史学」『行政社会論集』第28巻第4号、2016年、13-55頁(査読有)。

<http://hdl.handle.net/10270/4402>

阪本尚文「丸山眞男と八月革命(1)——東京女子大学丸山眞男文庫所蔵資料を活用して」『行政社会論集』第28巻第1号、2015年、1-75頁(査読有)。

<http://hdl.handle.net/10270/4296>

〔学会発表〕(計 3件)

阪本尚文「戦後経済史学の射程——憲法学を事例として」政治経済学・経済史学会春季総合研究会、2016年。

阪本尚文「憲法学と経済史学のあいだ——フランス革命史を中心に」政治経済学・経済史学会秋季学術大会、2015年。

阪本尚文「歴史叙述とその“物語り性”——J・G・A・ポークック『政治思想としての歴史叙述——ある研究計画形成についての報告』に関連して」坂本達哉・長尾伸一編『徳・商業・文明社会』(京都大学学術出版会、2015年)合評会、2015年。

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

阪本尚文(SAKAMOTO, Naofumi)
福島大学・行政政策学類・准教授
研究者番号：60707800

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()